

令和6年 8月 1日

各 位

弘前医学編集委員会

弘前医学会機関誌「弘前医学」の投稿料の徴収について

令和6年7月6日の弘前医学会総会において会則改正がなされ、機関誌「弘前医学」につき投稿料を徴収することが決定しましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 投稿料：10,000円
2. 適用対象：令和6年7月7日以降に新規投稿された論文原稿1編
(総説、原著、症例研究)
 - ※受理段階ではなく、投稿受付段階での徴収となります。
 - ※複数著者による投稿の場合、代表著者1名からの徴収となります。
3. 支払先：弘前医学会
4. 問合せ先：弘前医学会事務局
 - 電話・FAX：0172-39-5239、E-mail：hms@hirosaki-u.ac.jp
 - 弘前医学編集担当
 - 電話：0172-39-5231、E-mail：medj98@hirosaki-u.ac.jp
 - FAX：0172-39-5233

以上

弘前医学会会則 新旧対照表

新	旧
<p>(会員) 第5条 会員は、正会員、臨時会員（単年度会員）、名誉会員、功労会員及び賛助会員とする。名誉会員は総会において推薦する。</p> <p>(会費及び投稿料) 第6条 会費及び投稿料は、次のとおり定める。 (1) 正会員及び臨時会員の会費は年額 3,000 円とする。ただし、団体で加入する場合は年額 20,000 円以上とする。 (2) 賛助会員の会費は年額 1 口 20,000 円とする。 (3) 名誉会員及び功労会員は会費を徴収しない。 2 会員が第4条第1項第2号の学術機関誌「弘前医学」に論文を投稿する時は、新規投稿1編につき投稿料10,000円支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6(2024)年7月6日改正</u></p>	<p>(会員) 第5条 会員は、正会員、臨時会員（単年度会員）、名誉会員及び賛助会員とする。名誉会員は総会において推薦する。</p> <p>(会費) 第6条 会費は、次のとおり定める。 (1) 正会員および臨時会員は年額 3,000 円とする。ただし、団体で加入する場合は年額 20,000 円以上とする。 (2) 賛助会員は年額 1 口 20,000 円とする。 (3) 名誉会員は会費を徴収しない。</p>

「弘前医学」投稿規定 新旧対照表

改正理由：弘前医学編集委員会にて、「弘前医学」に論文を投稿する時は投稿料が必要であると協議され、決定したため

改正後	現行
<p>7. その他</p> <p>(5) 投稿料：学術機関誌「弘前医学」に論文を投稿する時は、新規投稿1編につき投稿料10,000円支払うものとする。(弘前医学会会則(会費及び投稿料)第6条2項)投稿料の支払先は弘前医学会とする。</p> <p>(6) 掲載料：原著の場合刷り上がり10ページまで、総説の場合刷り上がり20ページまで、症例研究の場合刷り上がり5ページまで、CPC報告の場合刷り上がり3ページまでは無料とする。別途料金に関しては、超過ページ：1ページにつき6,000円、特別の費用を要するカラー写真の掲載：1ページにつき10,000円を徴収する。</p> <p>(7) 別刷の費用は別に通知する。</p> <p>(8) 不明の点については、弘前大学附属図書館医学部分館内、弘前医学編集係(内線5231, e-mail: medj98@hirosaki-u.ac.jp)へ問い合わせること。</p> <p style="text-align: center;">2024年7月6日改訂</p>	<p>7. その他</p> <p>(5) 掲載料：原著の場合刷り上がり10ページまで、総説の場合刷り上がり20ページまで、症例研究の場合刷り上がり5ページまで、CPC報告の場合刷り上がり3ページまでは無料とする。別途料金に関しては、超過ページ：1ページにつき6,000円、特別の費用を要するカラー写真の掲載：1ページにつき10,000円を徴収する。</p> <p>(6) 別刷の費用は別に通知する。</p> <p>(7) 不明の点については、弘前大学附属図書館医学部分館内、弘前医学編集係(内線5231, e-mail: medj98@hirosaki-u.ac.jp)へ問い合わせること。</p>